

公共施設等総合管理計画を策定しました

平成27年4月・5月号の広報ひらどにおいて「ハコモノを考えよう」と題して、本市の公共施設の適正化について、現状と課題などをお知らせしておりましたが、この度「更新」「統廃合」「長寿命化」などを計画的に行うことで、将来の財政負担を軽減・平準化するための「公共施設等総合管理計画」を策定しました。

○対象施設

建築物である「公共施設」と道路、橋りょうなどの「インフラ資産」に大別し、公共施設においては496施設を、11の大分類、24の小分類に区別しました。

○計画期間

平成29～68年度の40年間

○基本方針及び削減目標

公共施設については「施設を長く賢く使う」という視点で、地域の実情に応じた集約化、複合化、減築化、廃止を伴う公共施設の適正化を進めていきます。なお、将来人口予測を踏まえて、市民の負担が増すことが無いよう、更新費用の40%削減という目標を設定しました。

インフラ施設については、長寿命化による計画的な維持管理を推進するとともに、社会ニーズに対応した、安全・安心なまちづくりの基盤となるよう整備していきます。

○公共施設マネジメントの進め方

計画期間の40年を各10年の4期に分割し、各期ごとにアクションプランを策定するとともに、5年毎に中間検証・見直しを行いながら、個々の施設について適正な対策を講じていきます。

また、これまで担当課のみで維持管理を行ってきた公共施設の情報を一元管理する体制を構築し、市全体の公共施設のあり方を見据えた適正な管理を行います。

▼平成27年4月号



▼平成27年5月号



第2次定員適正化計画【見直し版】・行政改革推進計画中期プラン  
財政健全化計画第2次計画中期プランを策定しました

市町村合併による普通交付税縮減額が、算定方法の見直しにより圧縮されたことなどを踏まえ、標記計画を策定しました。なお、具体的な取り組みについては、各計画との整合性を図りながら推進するものとします。

○第2次定員適正化計画【見直し版】

- ◇期間 平成29～35年度(当初：平成24～33年度)
- ◇概要 人口減少と多様な行政ニーズの調整を目的に、期間中15人の削減を図るもの

○行政改革推進計画中期プラン

- ◇期間 平成29～32年度(全体：平成25～35年度)
- ◇概要 行政サービスの向上と行政運営の効率化を目的に、期間中約2億1千万円の効果を図るもの

○財政健全化計画第2次計画中期プラン

- ◇期間 平成29～32年度(全体：平成25～35年度)
- ◇概要 財政収支均衡を目的に、期間中5億円の収支改善を図るもの

※上記の計画など詳しい内容については、平戸市ホームページに掲載しています。